

## 第5回八幡湿原再生協議会議事録

- 1 日 時 平成18年3月4日(土) 13:00～15:30
- 2 場 所 山県郡北広島町 芸北文化ホール1階 多目的ホール
- 3 出席委員 委員総数26名中21名出席、専門家1名出席
- 4 議 事 事務局等からの報告事項  
(1)「国際湿地再生シンポジウム2006」報告  
(2)八幡湿原再生協議会委員公募の状況について  
各部局会議からの報告事項  
(1)A部局会議からの報告事項について  
(2)B部局会議からの報告事項について  
議題  
(1)全体構想(案)について  
(2)協議会名について  
(3)八幡湿原自然再生実施計画について  
(4)設計・施工における協議会との連携体制について  
(5)今後の予定について
- 5 担当部署 広島県環境生活部環境局環境創造総室自然環境保全室自然公園整備グループ  
電話:(082)513-2932(ダイヤルイン)  
広島県芸北地域事務所農林局林務第一課自然保護係  
電話:(082)814-3181(内線445～447)

### 6 会議の内容

#### 開会あいさつ(会長)

- ・自然再生事業は、事業対象地に関わる地元住民が主体となって行う事業である。
- ・事業先進地域の真似ではなく、「八幡方式」を全国に発信していく必要がある。

#### 事務局等からの報告事項(説明者を明記しない場合、説明者は事務局)

- (1)「国際湿地再生シンポジウム2006」報告〔説明者:白川委員〕(資料1のP3～P6,「国際湿地再生シンポジウム2006」ポスターセッション資料,3月4日配布資料のP1～P8参照)

平成18年1月27日から29日に滋賀県大津市で開催された「国際湿地再生シンポジウム2006」に出席した。シンポジウムでは八幡地域で行った湿地再生の実験についてポスター発表を行った(発表の詳細は資料中「国際湿地再生シンポジウム2006」ポスターセッション資料及び3月4日配布資料のP1～P8参照)。

八幡湿原自然再生事業においても、工事が終わり、モニタリングをしていった後にはこのようなシンポジウムなどを開催して状況を報告する必要があると考えた。

- (2)八幡湿原再生協議会委員公募の状況について(資料1のP7～P13参照)

現八幡湿原再生協議会委員の任期が平成18年3月31日までとなっているので、平成18年2月15日から3月15日の間公募を行っている。3月3日時点で8件の応募があった。

#### 各部局会議からの報告事項

**(1) A部局会議からの報告事項について〔説明者：白川委員〕(3月4日配布資料のP9～P24参照)**

平成18年2月3日に開催されたA部局会議については次のとおり。

**【合意事項】**

- ・管理指針によるゾーニングは、図2とする。
- ・管理指針によるゾーニングを基準に設定する目標植生は、図5とする。(2月8日作成)
- ・マアザミについては、今後「マアザミ(キセルアザミ)」と表記する。

**【懸案事項】**

- ・水路の配置・工法については、来年度の測量などの結果を含めながら、野村さんを中心に原案を作成する。
- ・事業対象地を構成する要素のうち、残すべき要素(コブシやその他景観など)は全委員から意見を集約する。
- ・図2の各ゾーンの名称は、管理指針や目標植生が決まった段階でB部局とともに再度検討する。

**(2) B部局会議からの報告事項について〔説明者：茂田委員〕(3月4日配布資料P25～27, サンショウウオの卵塊観察会(案)参照)**

平成18年2月22日に開催されたB部局については次のとおり。

**【合意事項】**

- ・B部局の大目標は「自然再生事業の趣旨を理解し、賛同や協力してくれる人が増えること」
- ・4月以降に行われるサンショウウオの卵塊調査を八幡の小学生を対象に実施する。

**【その他検討事項】**

- ・ホームページの運営等については、ホームページ管理組織を作ってホームページを活かす方法を今後検討する。
- ・他の自然再生協議会から収集する情報については、平成16年度に環境省が行ったアンケートの結果を見て再度検討する。
- ・地元アンケートは、もうすこし事業が進んでからの方がよいのではないかということになった。
- ・ロゴ・マスコットは、コンセプトを決めた後にデザイナーにまかせるのがよいのではない。

**【会長コメント】**

- ・B部局には非常に重い仕事を頼んでいる。本事業は多くの人に関心をもってもらい、仲間が多くなければ出来ない事業であるので、本協議会の考え方が広がるように努力をしていっていただきたい。

**議題(以下説明者は事務局)**

**(1) 全体構想(案)について(資料1のP15～P38, 3月4日配布資料のP29及びP30)**

全体構想案の最終案について説明。主な内容(修正点)は次のとおり

- ・「八幡湿原自然再生のコンセプト」(資料1のP24)について文言を整理。
- ・「自然再生の目標」(資料1のP26)の誘導すべき群落に「マアザミ群落」を追加。
- ・自然再生手法の「1 基本理念」(資料1のP30)に「現存する湿原は可能な限り保全する。」「外来種は出来る限り除去する。」「地元住民, 利用者と合意を図りつつ実施する。」を加える。
- ・維持管理における役割分担において、第4回八幡湿原再生協議会で提案の全体構想案で位置付けていた「市民」について、「県民」とし、八幡湿原再生協議会と協働をとる態勢とする。(資料1のP35及びP36)
- ・季節暦(資料1のP38)については、メーリングリスト上での議論等をふまえ、3月4日配布資料P29の案で再提案する。
- ・「マアザミ」について、群落名を除き「マアザミ(キセルアザミ)」と記述する。

【承認事項】

**「八幡湿原自然再生全体構想」について承認する。**

ただし、次の点については調整及び修正を行う。

**ア 「マアザミ」の表記について**

・「マアザミ」について、最初に記述の出た所で、「キセルアザミと呼ぶ場合もあるが、以後マアザミとして統一する」という説明文を入れて対応する。これは今後本協議会の全文書において適応する。

**イ 八幡湿原自然再生のコンセプトについて**

・次のとおり修正する。

修正後	原案
現にある良好な自然は保全に努める。	地域で失われつつある湿原を積極的に取り戻す。
八幡地域で失われつつある湿原を積極的に取り戻す。	現にある良好な自然は保全に努める

**ウ 季節暦について**

・資料1のP24（最終提案は3月4日配布資料のP29）の季節暦は、事務局で再度修正する。

**エ ゾーニングについて**

・全体構想に関連して、A部局から報告のあったゾーニングを承認する。ただし、現状と、そこでなにをするのかということを区域別に記入すること。

【質疑応答】

（委員質問）「マアザミ」の記述の方法について、単体名と群落名を分けて記述するということが、一般には分かりにくい。もう少し委員からの意見を考慮して対応してほしい。（この意見に対する対応は上記ア参照）

（委員質問）B部局から環境教育に関わる観察路や周遊路などの要求が出ていないのはなぜか。

（事務局回答）広島県としても、観察路等の環境学習関連の施設の整備は必要だと考えているが、これまでの議論では再生手法そのものの議論が先行していて、まだその段階にいたっていないものと考えている。今後それらの点についても検討していただきたいと考えている。

（会長回答）まずはA部局が担当する湿地の再生の技術的面を確立し、その後に環境教育のための施設を別途追加するという考えである。

（委員質問）自然再生手法において、県の役割は明記してあるが、協議会の役割は記述していない、記述する必要があるのではないか。

（事務局回答）資料1のP34及びP35に記述してある。

（野村氏質問）資料1のP24の「八幡湿原自然再生のコンセプト」に、「単に過去の姿を再現するのではなく人為が加わる前よりも良好なものにする」というコンセプトがなくなったのはなぜか。積極的に非常によいコンセプトであったと考えるが。

（事務局等回答）それは「積極的に取り戻す」というところに含めてあるという趣旨である。

（委員質問）季節暦についてコンセプトが理解できない。現状は湿原ではないので、湿地性の植物や動物にこだわるのは間違いではないか。また、あげられている植物・動物の種類が不十分である。

学習資源ということであれば、事業対象地周辺の湿原の植物や動物や事業対象地における再生過程も学習資源になるのではないか。そのあたりのことについて記述がない。

（会長等回答）湿地性でない植物や動物、また事業対象地区外のものの記述については、本構想が行政資料である以上、対象をしぼって記述する必要があるため、事業対象地区内の湿地性の記述のみとした。

また再生過程の状況については、確かに学習資源として重要であるので盛り込む方向で事務局で整理するように。また、不足分の植物や動物名についても事務局で整理するように。

（委員質問）A部局報告のゾーニング図と、全体構想の自然再生の目標とのリンクが十分ではないと思われる。

（会長回答）ゾーニングの区域ごとに、なにが重要なのか、現状がなにで、なにをするのかということ

区域別に全部記入する必要がある。

(委員質問) 役割分担に地元住民の位置付けがあるが、現状では八幡地区で事業を行うので八幡地区の住民が位置付けしてあるだけとしか思えない。今後とも地区とかがわりを強くもって話をすすめていただきたい。

(事務局回答) 自然再生手法の基本理念にも地元住民と合意を図りつつ実施すると明記しているとおり、地元住民の方にはもっと説明をさせていただいて事業を進めていきたいと考えている。

(会長) 今後、事業が具体化する段階で、情報を共有化し、話し合う機会は間違いなく増える。協議会はそのためにあると考えている。

## (2) その他

### 協議会名について(事業名及び協議会名等について参照)

・現在、事業名と協議会名が次のとおり異なっているので、修正案のとおり次回協議会で提案したいと考えているが、その前に委員にアンケートをとりたい。

	現状	修正案
事業名	八幡湿原自然再生事業	八幡湿原自然再生事業
協議会名	八幡湿原再生協議会	八幡湿原自然再生協議会

・アンケートの結果、修正案賛成 18 名、現状で維持 1 名、その他の案 2 名(出席委員 21 名)

#### 【確認事項】

平成 18 年度に開催される次回協議会において、協議会名を「八幡湿原自然再生協議会」とすることを提案する。

### 八幡湿原自然再生実施計画について(資料 1 の P 41 ~ P 43 参照)

- ・自然再生事業の広島県分について、事業者である広島県が自然再生実施計画を定める必要がある。
- ・広島県は平成 19 年度から工事に入る予定であるので、平成 18 年度中に自然再生実施計画を定める必要がある。
- ・自然再生実施計画は自然再生協議会と協議して策定することとなる。来年度以降具体的なものを提案するので協議をお願いしたい。

#### 【質疑応答】

(会長) 来年度予算はどのようになっているのか。

(事務局) 来年度予算案については、現在、広島県議会において審議中である。

### 設計・施工における協議会との連携体制について(資料 1 の P 45 ~ P 47 参照)

広島県分の自然再生事業について、来年度以降、自然再生実施計画、設計、施工管理の策定を通じて八幡湿原再生協議会と協議を行い連携を取りたいと考えている。

#### 【確認事項】

設計・施工における協議会との連携体制について承認。今後要所要所で協議会と緊密に連携をとっていく。

#### 【質疑応答】

(野村氏質問) 概ねこの案でよいとは考えるが、協議会との協議の項目の中に「施工」も入らないだろうか。

(事務局回答) 県と業者の関係は契約関係であり、制度上業者への指示は県しか出せない。ただし、工程の都度都度に協議会とよく連携をとって工事を推進していきたいと考える。

## 今後の予定について（資料1のP48参照）

- ・八幡湿原自然再生事業の実施手順について説明

## その他

### ア 下流域の漁業協同組合の八幡湿原再生協議会への参加要請について

- ・事業対象地直下に漁業権をもつ漁業協同組合の八幡湿原再生協議会への参加について，事務局から調整する。

### 【意見】

- （委員質問）来年度から委員が変わるが，一番大きな問題は河川であるので，河川に漁業権をもつ漁協に対して，委員公募の際に声をかけるべきではないのか。（この意見に対する対応は上記ア参照）

### イ その他各委員からの意見（その他各委員の意見）

- ・事業対象地についてはもちろんであるが，八幡湿原全体についても維持管理など考慮してもらいたい。
- ・汚泥流出対策など，地元住民に対してはしっかり説明を行ってもらいたい。
- ・環境学習によってまず子供の意識をたかめ，それを大人に波及していくことも意識を高める上では有効な手段ではないか。
- ・子供たちは，環境問題や自然破壊等の問題について，意外に情報を知らない。それらの子供に広く情報を知らしめるための情報発信としての広報も必要であると考えます。
- ・八幡湿原や周辺地域について都市部の人に知らしめる一貫としての自然再生事業という位置付けもすれば事業の魅力が高まるのではないか。
- ・今後自然再生事業を実際に手伝うメンバーも楽しめる計画であればよりよい事業ができると考える。
- ・現在の事業対象地にも残しておかなければならない景観がある。
- ・自然再生によって，どういう魅力あるものを作るか，何年で目に見える形になるのか。やはり1年か，2年で目に見えるものがないと地元の人には魅力がないものになってしまうのではないか。
- ・目に見えるものができるのは5年以内くらいと考えている。むしろ再生過程を見てもらうことで，自然再生の重要性などを理解してもらい，さらにそれが新たな参加者の増加につながるというプロセスを作っていきたいと考える。（会長発言）
- ・自然再生の実際の作業にあたっては，自分が関係するボランティアにも声をかけていっしょに汗を流したいと考えている。
- ・八幡湿原を守る活動に対して現在関心が薄い状態である。この事業での効果を八幡湿原全体に波及させていきたいと考えている。
- ・この事業が1，2年でどういったものであったか分からなくなることがないように地域の方にも協力をいただいてやっていきたい。
- ・自然再生の場合，再生過程のプロセスを見ることが一番面白いと思う，そういう視点で事業を進めることが重要であると考えます。
- ・今後むけての検討課題であるが，事業によって生じるゴミ（伐採木など）を域外に持ち出さず，再利用するなど，この事業によって新たに環境負荷が生じないように検討する必要がある。（委員及び会長）

## 自然環境保全室長あいさつ

## 閉会

## 7 会議資料

次第

資料1：国際湿地再生シンポジウム2006プログラム，湿地再生琵琶湖宣言，八幡湿原再生協議会委員の公募の状況について，「八幡湿原再生協議会委員の公募について」及び応募用紙

資料2：八幡湿原自然再生全体構想修正箇所，八幡湿原自然再生全体構想（案）について

資料3：八幡湿原自然再生実施計画の概要，参考資料全体構想と実施計画について，八幡湿原自然再生事業の設計・施工における協議会との連携体制について，参考資料八幡湿原再生協議会A部局会議議事録（要旨），八幡湿原自然再生事業の実施手順

その他：「国際湿地再生シンポジウム2006」ポスターセッション資料

3月4日配布資料：配水路の設置による湿原植生復元 八幡湿原自然再生事業地における試み（日本語版・英語版），八幡湿原再生協議会A部局会議議事録（要旨），土嶽地区の整備（案），図5目標植生によるゾーニング案（2月8日作成），八幡湿原再生協議会B部局会議議事録（要旨），イベント等の実施計画，八幡湿原自然再生全体構想（案）中の季節暦について，土嶽地区の蝶相について（上手委員作成資料）

3月4日配布のその他資料：サンショウウオの卵塊観察会（案），事業名及び協議会名等について

出席委員一覧表（敬称略）

分野	ふりがな 氏名(は代理出席)	所属等	備考
専門家(植物)	なかごし のぶかず 中越 信和	広島大学教授	会長
専門家(動物)	みずた くにやす 水田 國康	広島虫の会 会長 広島県立大学名誉教授	
地元住民代表	こんどう こうじ 近藤 紘史	西中国山地自然史研究会 会長	欠席
	いわた つもる 岩田 積	八幡地区行政区長会 会長	
公募委員 (個人)	いで みちお 井手 三千男	写真家, 源流をたずねる会 代表幹事	欠席
	かみて しんいち 上手 新一	北広島町(旧芸北町)出身	
	しらかわ かつぶ 白川 勝信	高原の自然館(北広島町教育委員会) 学芸員	
	たさか もとあみ 田坂 素臣	広島県鳥獣保護員	
	なかと たかかず 中田 隆一	(財)日本気象協会(元気象庁予報官) NHK広島 気象キャスター	
	まさもと よしただ 正本 良忠	みずえ緑地(株) 会長	
	むねおか やすあき 宗岡 泰昭	写真家	
	やまうち まさや 山内 雅弥	(株)中国新聞社 編集委員室	欠席
	やまもと たかよし 山本 高義	内外エンジニアリング(株) 広島事業所長	
	たかつき あきひこ 高月 明彦	特定非営利活動法人(NPO法人) 海外壮年協力隊 広島支部 副理事	欠席
	かわうち のぶただ 川内 信忠	カキツバタの里づくり実行委員会 会長	
	いしい やすゆき 石井 泰行	西条・山と水の環境機構 理事長 (西条酒造組合 10社で構成)	欠席
	おかだ たかひろ 岡田 孝裕	(財)広島県環境保健協会 理事長	代理 わだ しゅうじ 和田秀次
	かとう まさつぐ 加藤 正嗣	広島県自然観察指導員連絡会 代表	代理 しげた こうじ 茂田幸嗣

(次ページに続く)

分野	ふりがな 氏名(は代理出席)	所属等	備考
公募委員 (団体・法人)	かじおか 梶岡 幹生	広島県ビオトープ建設協会 会長 (土木・造園業者15社で構成)	代理 かたぎり たかし 片桐 敬
	あらかわ 荒川 純太郎	ひろしま人と樹の会 会長	代理 うねぎき たつと 敵崎辰登
	いわた 岩田 和美	八幡湿原を守る会 代表	
関係行政機関	やまくち 山口 恭弘	環境省 中国四国地方環境事務所 自然再生企画官	
関係地方公共団体	おかもと 岡本 進	北広島町 助役	副会長
広島県	おもて 表 良則	芸北地域事務所 農林局長	代理 安井和之
	いけだ 池田 作太郎	県立林業技術センター 森林環境部長	
	なかしげ 中重 和郎	環境生活部 環境局 自然環境保全室長	
委員総数 26名中 21名出席			

八幡湿原再生協議会設置要綱第9条第3項に基づく専門家の出席要請(敬称略)

分野	ふりがな 氏名	所属等	備考
専門家 (土木工学)	のむら 野村 吉春	西中国山地自然史研究会, 土木学会コンサルタント委員会 PM(プロ ジェクトマネジメント)研究小委員会委員長	

第9条第3項 会長は、協議会の会議の進行に際して専門的知見を有する者の意見を聴取することを必要と認める場合、協議会の会議に委員以外の者の出席を要請することができる。